

# 1月議会臨時会

1月19日、町議会臨時会が開かれました。工事請負契約の締結についてなど6議案が審議され、原案通り可決されました。

## ■専決処分の承認

・令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第5号)

新道大橋架替に伴い、農業集落排水施設の排水管の仮設を行うため303万6千円を増額補正しました。

・令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第5号)  
新道大橋架替に伴い、上水道施設の配水管および送水管の仮設を行うため773万3千円を増額補正しました。

・令和5年度南越前町一般会計補正予算(第8号)

令和6年能登半島地震により被害を受けた町に対して義援金による支援を行うため50万円を増額補正しました。

## ■南越前町手数料徴収条例の一部改正

新たに戸籍証明書の広域交付等に係る手数料を定めました。

■町道河内奥野々線道路災害復旧工事(4災第1071号)請負契約の締結

6,556万円で(株)高野組河野支店と契約することとしました。

■町道河内奥野々線道路災害復旧工事(4災第1072号)請負契約の締結

1億3,805万円で(株)高野組河野支店と契約することとしました。

## ■報告

次の専決処分事項の報告をしました。

・法律上町の義務に属する物損事故による損害賠償額の決定について

## 新型コロナワクチン接種のお知らせ

### 新型コロナワクチンの全額公費による接種は 令和6年3月31日で終了します

#### Q. 令和6年4月以降の接種は有料となるのですか？

A. 65歳以上の方には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に定期接種を行う予定です。

接種には、原則、自己負担がかかります。

※60～64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活が極度に制限される方も対象となります。

※令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種できます。

#### Q. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？

A. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくこととなります。初回接種を希望される方は、できるだけ、令和6年3月31日までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って受けていただくようお願いします。

#### 対象者

次のいずれかに該当する方


・初回接種が完了していない方 ・令和5年9月20日以降に、追加接種を接種していない方

#### 接種券

お手元にある、未使用の接種券が使用可能です。

※紛失・転入などで接種券が手元にない方は、TEL0778-47-3012(コロナ専用)にお電話ください。

#### 予約方法

年齢	町内の接種場所	予約方法
12歳以上の方 ファイザーまたは モデルナ希望	町内の医療機関 (基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種可能です)	各医療機関に直接予約
12歳以上の方 第一三共社のワクチン (ダイチロナ)希望	町が指定する医療機関	◆コロナワクチン専用 TEL0778-47-3012
生後6か月～11歳の方	町が指定する医療機関	◆新型コロナワクチン接種予約受付サイト こちらから  ◆コロナワクチン専用 TEL0778-47-3012

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007 または コロナワクチン専用 TEL0778-47-3012